

people ぴーぷる

“ぴーぷる”は草津市立人権センターの愛称です。
人と人が差別なく、
同じ人間として交流できる場に・・・
という願いが込められています。

令和5(2023)年度人権作品最優秀作品

グループ作品の部



渋川小学校 あおぞら学級と2年生

みんなちがって
みんないい

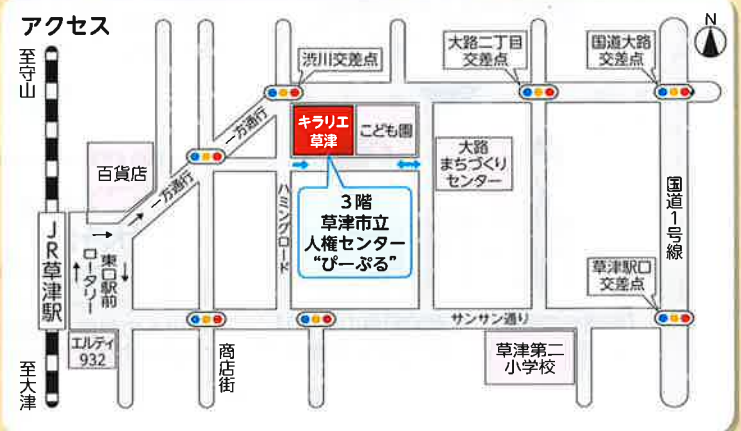
お互いを認め合い、尊重し合い、大切にされる社会を築くために

草津市立人権センター
ぴーぷる

〒525-0032
滋賀県草津市大路二丁目1番35号
キラリエ草津3階
TEL 啓発担当 077-563-1177
教育担当 077-563-1765
人権相談 077-563-1660
FAX(センター共通) 077-563-7070
E-mail jinkence@city.kusatsu.lg.jp
開館時間 午前8時30分～午後5時15分
休館日 日曜、祝日、年末・年始
ホームページ
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/sisetsuannai/jinken/jinkence/>



草津市 人権センター 検索



障害のある人もない人も誰もが いきいきと暮らせる共生社会をめざして

障害のある人への差別をなくそう!

ご存じですか「障害者差別解消法」平成28(2016)年4月1日施行

この法律の目的

障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。お互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して暮らしていける社会（共生社会）づくりをめざしています。

不当な差別的取扱いは禁止されています

国・都道府県・市町村などの役所や会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。



1 保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る

不当な差別的取扱いの具体例



2 障害のある人向けの物件はないと言って対応しない



3 障害があることを理由として、障害のある人に対して接遇の質を下げる

合理的配慮が求められています

国・都道府県・市町村などの役所や会社やお店などの事業者に、サービスを提供するにあたり、障害のある人から、『障壁』を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（合理的配慮）を求めています。

合理的配慮の具体例

合理的配慮の内容は、個別の場面に依りて異なります。以下の例は事業者が必ず実施するものではありませんが、これ以外でも、合理的配慮に該当するものがあります。

物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】
飲食店で車椅子のまま着席したい。

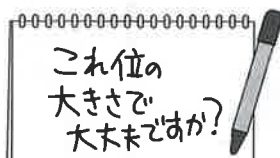


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)



【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談を希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)

【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナー参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。



●滋賀県では、「障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています

2019年4月1日～一部施行 / 10月1日～全面施行

- ① 「障害の社会モデル」の考え方を定義しました。
- ② 合理的配慮の提供等を義務化しました。
- ③ 相談・解決の仕組みを整備しました。

条例制定当時の障害者差別解消法においては、民間事業者の「合理的配慮の提供」は、義務ではありませんでしたが、この条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および、「合理的配慮の提供」を義務としました。

「障害の社会モデル」について

障害のある人が、日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のある人の心身の機能障害のみによって生じるものでなく、社会の中にある『バリア』によって生じるものという考え方です。

※これまでは、障害は個人の心身の機能障害によるものであるという「医学モデル」の考え方が中心でした。

➤ 令和6(2024)年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されます

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 →義務へ

事業者にも合理的配慮が法律上義務化されます。

草津市の障害者団体からの声

(草津市肢体不自由児者父母の会・NPO法人草津手をつなぐ育成会・草津市精神障害者家族会ひまわりの会)

私たちから地域に望むこと（ねがい）

- 障害者を子ども扱いしないで、一人の人間として対等に接してほしい。
- 障害者とレッテルを貼らずに敬遠しないでほしい。
- 障害者は困った人でなく、困っている人と知ってほしい。
- 日常、地域の生活で、「今日も元気か」「行ってらっしゃい」「おかえり」など、優しく声をかけて、見守ってほしい。

みんなで「誰もが輝けるまち草津」をめざして

私たちのまちには、子ども、高齢者、外国人、障害のある人など様々な人が暮らしています。誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っていますが、現状においては、障害のある人の社会参加は限られています。社会参加を阻んでいるのは障害の特性だけではなく、障害や障害のある人に対する偏見や誤解、理解不足なども要因になっています。

障害のある人に対する日常生活や社会での障壁（バリア）を対話によって取り除き、誰もが輝くまちを築いていきましょう。



令和5(2023)年度人権作品最優秀作品

ポスターの部



老上こども園 4歳児ゆめ組
黒川 耀成



玉川こども園 5歳児そら組
横江 凛士



渋川小学校 4年
中井 咲希



玉川中学校 3年
佐藤 ひまり



松原中学校 3年
橋本 留依

詩の部

ちがう

志津小学校 5年

田中 碧

女の子だから 男の子だから
はだの色がちがうから
目の色も かみの色も
話す言葉も ちがうから
生まれもったもので
ちがうから
っていう理由で
線を引かれる

なんで なんで?
ちがうっていいじゃないか
だれも持ってないものを
持つてるっていいことじゃないか
自分しかできないことが
あるってことじゃないか
この世界は「ちがう」で
あふれているから



標語の部

ありがとう

ごめんが言える

君が好き

常盤こども園 3歳児

國松 英茉

親子

ちがうって

いいことなんだ

安心して

草津小学校 5年

野田 サミラ

気づいてる?

ネットも言葉も

同じこと

新堂中学校 1年

窪田 千咲

作文の部 支え合い

高穂中学校 二年 西脇 千尋

わたしの祖父は、十五年ほど前に「脳梗塞」という病気になりました。脳梗塞は脳の血管が突然詰まって、脳の神経細胞が死んでしまう病気です。日本人の四・四パーセントの人が脳梗塞で亡くなっているようで、一度脳梗塞をおこしてもあります。祖父は脳梗塞をおこしてから、左手と左足が麻痺し、歩くことが不安定になりました。また、口も動かしづらいうので、会話するのもしんどそうな時があります。ですが、祖父は脳梗塞を起こしてからずっと、リハビリを一生懸命続けてきました。祖父は祖母と二人で暮らしているのですが、食事が終わった後の皿を洗ったり、洗濯物を干したり、モップをかけたりと、不安定な体でバランスを取りながら家でも出来ることを頑張っています。祖父と一緒にいるとわたしは色々なことで気づきます。例えば、外には段差が多いこと、押し引き引いたりするドアは不自由な体では開けるのが難しいこと、想像以上に外出が大変なこと…。

わたしは去年、手や足に重りをつけたら、見えにくいゴーグルをつけたりして歩いてみる「高齢者体験」を授業で経験しました。また、実際に車いすに乗ったり、押してみたりする体験もしました。段差や坂などで車いすを押すことはとても難しいですが、少しコツをつかむことができたので、祖父が車いすを使う際にとても役立ちました。わたしはこの体験をして、足が思っているように動かないということはとてもつらいことだと初めて知りました。また、それと同時に祖父が毎日感じているのは、ゆさが少しだけ分かった気がしました。わたしだったら毎日が苦しくて、とても不安でいっぱいになると思います。しかし、祖父は強く、前向きです。なぜいつも前向きでいられるのか聞いてみると、出来ないことがあっても、家族や周りのみんなが支えてくれるからだと言ってくれました。言葉が出づらい時も、ゆっくり待っていてくれ、そばで笑ってくれていたり、とても嬉しいと言ってくれました。家族だけではなく、外で出会った知らないかたたちにも思いやりを感じるがあります。祖父は

歩くのに時間がかかるのですが、そばを歩いているかたたちが道の端に寄って祖父が歩きやすいようにしてくださったり、ドアを開けて待っていてくださったりしてくれることがあります。そうした優しさにふれるたび、自分も同じように思いやりをもって寄り添える人になりたいなあと思うので、高齢者体験中も、不安だったわたしを友だちが隣で支えてくれていたおかげで、とても安心したことを思い出しました。

話はまったく変わってしまうのですが、「人の支え」というので、どうしても伝えたいことがあるので、書きたいと思います。わたしは吹奏楽部に所属しています。一年生が入ってから初めての大会が今年の夏にありました。チーム分けで、わたしは一年生をサポートする役割になりました。あまり人数をまとめたことがない私は、手際よく練習を進めることができなかつたり、みんなに分かりやすく教えたり伝えたりすることができなかつたりして、とてもプレッシャーを感じていました。不安で、上手く出来ない自分に腹がたち、落ち込んでしまうときもありました。ですがそんな時、同じパートの同級生や先輩たちが「一人で抱えこまずに、しんどくなる前にもでも相談してね。」と声をかけてくれたのです。その言葉のおかげで、本当に胸が軽くなり、悩むことがあっても、すぐに自分の思いを相談することが出来ました。そして、わたしの悩みに対して、仲間みんなは一緒に考え、寄り添い、励ましてくれました。そうして、周りの仲間に支えられ、一年生にもたくさん頑張ってもらったおかげで、本番を満足できるかたちで終えることができました。

この二つの経験から、わたしは「誰かに支えられている」ということがとても大きな力なんだなと改めて感じるようになりました。わたしは、今までたくさんの人たちに助けてもらい生きてきました。これからは支えられているばかりではなく、自分が誰かの心を軽くしたり、支える立場になりたいです。今のわたしはまだ、周りに気を配ることが得意ではないですが、わたしにだって出来ることはたくさんあると思います。わたしは人が大好きです。世の中には色々な人がいます。どんな姿であつても、その人のありのままの姿に寄り添えることが出来る人になれるよう、日々過ごしていきたいです。

第40回 草津市部落解放青年集会

令和6年1月28日(日)

13:00開場 / 13:30開演

草津アマカホール (草津市草津三丁目)

入場無料
申込不要
定員300名
(先着順)



昨年の様子

集会
テーマ

自分物語～今からわたしができること～

- 啓発発表
- 人権コンサート

手話通訳・0歳～小学生以下の託児あり

託児希望者は1月22日(月)までに人権センターへ申込が必要(無料)

問い合わせ先

草津市立人権センター

☎077-563-1765 (教育担当)

第46回

人権尊重と部落解放をめざす市民のつどい

令和6年2月11日(日)・祝 入場無料 申込不要 定員650名(先着順)

12:30受付 / 13:30開演(13:00開場)草津クリアホール (草津市野路六丁目)

講演

輝いて生きるために

～人権教育をネガティブからポジティブに～

えじま しゅうさく
江嶋 修作さん (解放社会学研究所 所長)

- 人権作品入賞者表彰式・発表、展示会 同日開催

手話通訳・要約筆記・託児あり

託児希望者は1月31日(水)までに人権センターへ申込が必要(無料)



問い合わせ先

草津市立人権センター

☎077-563-1177 (啓発担当)

人権相談

ご利用ください!

人権センターでは、人権に関する相談を受け付けています。人権にかかわる様々な悩みや困りごとをお聞きしてアドバイスを行っています。相談は無料です。お気軽にご相談ください。

- 相談日 月～土曜日 (祝日・年末年始を除く)

区分	日時	相談員
人権擁護委員による相談	月曜日 / 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)	人権擁護委員
常設相談	火～土曜日 / 午前9時～午後4時 (正午～午後1時を除く)	人権相談員
弁護士による相談	原則として、毎月第4火曜日の月一回 / 午後1時30分～午後4時30分	弁護士 (事前予約が必要)

※各相談の日程は変更になる場合があります

電話でもお受けします

〈相談専用電話〉

☎077-563-1660

(秘密は厳守いたします)

